〈第17回奈良県食品安全・安心懇話会 議事録〉

○消費・生活安全課長

消費・生活安全課長の森藤でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわりませず、本日の懇話会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日の「第17回奈良県食品安全・安心懇話会」の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

平素より、県政の推進にご理解とご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、食の安全・安心に関し、今年度1年を振り返ってみますと、昨年3月に千年に一度と言われる未曾有の東日本大震災が発生し、福島第一原発事故により放射性物質が大気中に拡散するという事態に見まわれ、未だに、多岐にわたりその影響を受けております。

食品に関してましては、ご案内のとおり国はこれまで原発事故以来暫定的に定めていた放射性物質の暫定規制値を改め、新基準値を定めることとし、この4月から施行予定でございます。

また、昨年4月には、富山県の焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌 O111 による大規模食中毒事件が発生しました。当該事件を受けまして緊急に行われた全国調査の結果、全国的に生食用食肉を扱う事業者がこれまでの基準を遵守していない実態が明らかになり、国は生食用食肉の規格基準を定め、昨年10月に施行されました。これを受けまして、本県におきましても、生食用食肉を扱う場合の施設基準等を条例等に新たに定める改正案を現在開会中の県議会に提案し、議決を終えまして4月から施行を予定しております。

本日の懇話会が実りあるものとなることを祈念いたしまして、簡単措辞ではございますが会議冒頭 のご挨拶とさせていただきます。

~ 開会 ~

○事務局

懇話会設置要綱に基づき、座長を今村会長にお願いしたいと思います。 今村会長よろしくお願いいたします。

○座長

それでは議事に入りたいと思いますが、本日は3名の傍聴者がおられます。傍聴されます方は傍聴 要綱に従いまして、懇話会の円滑な進行にご協力をお願いしたいと思います。

では、議題の1番につきまして、平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)について、事務 局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、事務局より平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)について説明をいたします。 資料については、資料1から資料3をご準備ください。

配付資料4については、奈良市の監視指導計画案ですが、中核市である奈良市は独自に計画を策定していますので、ここでは、県の監視指導計画等についてご説明いたします。

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法で年度ごとに策定することが規定されており、当県では、原案を作成し、意見募集(パブリックコメント)を行い、提出意見を反映した案をこの懇話会でお示し、意見を調整した上で最終的に県の監視指導計画として策定することとしております。

まず、資料1「平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)について~昨年度計画からの変更点」をご覧ください。

こちらの資料は、来年度の監視指導計画(案)の変更点を要約したもので、主な点が3点ございます。

まず、1点目ですが、平成23年4月に発生しました牛肉の生食による腸管出血性大腸菌O111 による食中毒事件を契機として、同年10月に生食用食肉についての規格及び基準が制定されました。 現在のところ、奈良市を含めて県内には、生食用食肉の加工又は調理基準を満たした施設は存在して おりませんが、生食用食肉を取り扱う可能性がある施設に対して、積極的な監視指導を行うとともに、 今後、生食用食肉を取り扱うこととなった施設については、規格及び基準の遵守状況の確認のために、 監視指導を強化することを明記したものです。

2点目は、昨年3月の東日本大震災に伴う原発事故の発生による食品の放射性物質汚染についてです。この件に関しては、意見募集においても意見提出があり、監視指導計画(案)の「重点的に監視指導を実施すべき項目」として追加記載させていただきました。

暫定規制値が設定されて以降、原発周辺自治体により放射性物質検査が行われております。暫定規制値が超過した場合には、出荷制限等の措置が講じられ、市場流通しないような仕組みとなっております。県におきましても、出荷制限等の措置状況を注視し、それらの食品が県内に流通していないことの確認を行ってきましたが、本年4月から新たな基準値が施行されますので、原発周辺自治体の検査結果や出荷制限措置状況等をより一層注視し、基準値を超える食品が県内に流通することがないよう監視を行うことを明記しております。また、周辺自治体の検査を補完するために、「食品等検査実施計画」に放射性物質検査を盛り込んでおります。

3点目は、食品等検査実施計画の記載方法を従来の食品分類ごとから検査の種類ごとに変更させていただきました。具体的には、資料1の3の例をご覧ください。

では、資料2「平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)」と資料3「平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見募集結果について」、両方を見比べながらご覧ください。

監視指導計画(案)については、1月30日から2月29日の1ヶ月間意見募集を行いました。その結果、3名の方から15件の意見を頂戴しました。

資料3で意見募集の結果について、意見の概要及び県の考え方を取りまとめましたので、順番に説明させていただきます。

資料2の1ページ、「第1 趣旨」及び「第2 基本的な方向」についての意見です。

- ①「食品の放射性物質汚染」などの情勢認識を「変更点」に記載するだけでなく、本文中の冒頭に掲げていただきたい。
- ②本計画は「平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画」であることから、平成24年度に奈良県として監視指導を実施するにあたって重点的に取り組む方針を記載すべきである。昨年度計画からの変更点として挙げられている「生食用食肉に関する監視指導」や「放射性物質に関する検査」を平成24年度に重点的に実施するということであれば、平成24年度の基本的な方向として位置づけるべきであると考える。

これに対する当課の考え

→ 「本計画の趣旨や基本的な方向に変わりのあるものではないため、本年度に発生した事例(放射性物質や生食用食肉の問題)への対応については、重点的に監視指導を実施すべき項目に新たに(5)放射性物質に関する事項を追加し記載いたしました。」

この部分については、資料2の5ページをご覧ください。下線を引きました(3)と(5)ですが、 生食用食肉に関する監視指導については昨年の食中毒事例に起因することですので、(3)食中毒発 生防止対策に関する事項として、来年度重点的に監視指導を行うことを明記したものです。

食品の放射性物質汚染に関しましては、後ほど別に提出いただいた意見についての考え方として取りまとめておりますので、次に進めさせていただきます。

- ③ P6「3 監視指導の実施体制に関する事項」の(1)及び(2)を、P1「1 監視指導計画 の基本的事項」の「(3)監視指導等の実施機関と役割」でまとめて記載すべきである。
- → ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。
- ④ P7「(5) 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項」を P1「1 監視指導の基本的事項」に 記載すべきである。
- → ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。
- ⑤「③県庁内関係部局との連携」は不要につき削除すべきである。
- → 「奈良県食品衛生監視指導計画」は、食品衛生法第22条に規定する監視指導指針に基づき策定 します。策定の際、拠るべき指針である「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」におい

て農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項を計画に記載するよう求められています。

- ⑥ P2「④食品表示行政における連携」の項目を削除し、「①自治体等の連携、②国との連携」 において、その内容を記載すべきである。
- → 連携機関及び連携分野が混在していたため、ご指摘のとおり連携機関の分類として記載いたしました。
- ⑦ P2「(4) 関係機関の連携確保」に P6「3 監視指導の実施体制に関する事項」(3)(4) を 盛り込んで、「①自治体等の連携、②国との連携」の内容をまとめて記載すべきである。
- ightarrow 2 では、基本的事項として、項目出しをしており、P6 \sim 7 で監視指導の実施体制について具体的内容を記載する形をとっております。

ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。

- ⑧「放射性物質に関する取り組み」という項目を追加することを希望します。
- → 重点的に監視指導を実施すべき項目に新たに(5)放射性物質に関する事項を追加し記載いたしました。
- ⑨ P3「(1) 一般的な共通事項」、P4「(2) 食品群ごとの食品供給行程を通じた項目」を「2 重点的に監視指導を実施すべき項目」から削除し、P7「4 施設への立ち入り検査及び食品等の検査に関する事項」において一括記載すべきである。
- → P3 及び P4 には項目を記載し、P7 以降では具体的な件数等を記載する形式をとっております。 ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。
- ⑩ P3「2 重点的に監視指導を実施すべき項目」として記載されている「食中毒発生防止対策に関する事項」、「食品表示の確認に関する事項」に加えて、「放射性物質に関する検査」や「残留農薬検査」、「遺伝子組み換え食品の表示指導」などを記載すべきである。
- → 「放射性物質に関する事項」を重点的に監視指導を実施すべき事項として新たに追加記載します。 「残留農薬検査」及び「遺伝子組換え食品の表示指導」については、「(2)食品群ごとの食品供給 行程(フードチェーン)を通じた項目」及び「(4)食品表示の確認に関する事項」の範疇であると 考えます。
- ① P4「(2) 食品群ごとの食品供給行程を通じた項目」を神奈川県や鹿児島県等の計画のように別表で表現してほしい。
- → ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。

⑩生食用食肉に対する積極的な監視指導及び放射性物質に対する検査対応について、盛り込まれましたが、食中毒については、焼肉店の食中毒の事故のように社会的関心の集まった事故に対する対応の他、厚労省の食中毒事故一覧にも注視して事業者、消費者への注意喚起をお願いいたします。

放射性物質に対する検査対応につきましては、消費者の懸念も強く、また今後長期的に食品への影響は確認すべき点もあり、流通段階での確認の検体数 については、何をどの程度、頻度は表に挙げられた件数で、消費者の懸念にどの程度答えられるのかという気もいたします。

また、消費者庁及び関連機関への声及び農林水産省で対応される検査もあるので、計画にあげられている連絡会議等での連携を生かした対応も活かして、消費者との意見交換、検査対応の状況などの場をお願いいたします

消費者とのコミュニケーションでは、TPP 対応などで輸入食品への懸念もいろいろ生まれるかと思います。

県としてどう考えるのか、県民の意識はどこにあるかを図る場も必要かと思います。

→ 食中毒については、全国的な発生状況、近畿府県市における発生状況及び県内における発生状況 を加味して監視指導を実施しております。事業者及び消費者等への注意喚起は県ホームページ等に 掲載しておりますが、今後も情報の充実に努めます。 放射性物質に関する検査については、平成23年4月(平成24年3月最終改正)に原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づいて、17都県において検査計画を策定し検査を実施しています。検査の結果、暫定規制値(平成24年4月以降は基準値)を超過した食品は、回収や出荷制限等の措置が講じられます。

本県では、これらの情報を注視し、県内に流通していないことの監視を強化しております。

17都県での検査を補完するため、県においても放射性物質の検査を計画しましたが、4月から 新基準値が施行され回収や出荷制限の措置件数の予測ができかねるため、検査の受け入れ可能件数 等を考慮し、検体数の増加を検討します。

リスクコミュニケーションについては従来より実施しておりますが、より内容の充実を図り実施 したいと考えています。

⑬県内に流通する食品について、放射性物質検査を実施する旨を追加してください。

また、放射性物質の検体数は25検体よりも多くする必要があります。何を何検体するのか示していただけると安心感につながります。

- → 放射性物質検査については、「第3の4 (4)食品等の検査実施計画」に記載しております。検体数については、奈良県が保有する検査機器の状況等を踏まえて定めております。本年4月から食品中の放射性物質の基準値が施行されますが、基準値が大幅に厳しくなることから、検査機器の能力を見定め、食品の流通状況や全国の検査結果を考慮し、検体数の増加を検討します。
- ④「第3 監視指導計画」を「監視指導に関すること」に限定し、「7 食中毒等健康危機発生時の対応に関する事項」から「10 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項」までを「第4」から「第7」までに分類すればどうか。
- → ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。
- ⑤県民からの食品の放射性物質汚染に関わる相談に対応するほか、市民の持ち込み食品の簡易検査に対しても工夫しながら柔軟に対応できるようにして、消費者の不安を解消できる窓口を設けることを検討してください。
- → 県民からの相談については、消費・生活安全課、保健所(食の安全相談窓口)及び消費生活センターなどで従来から相談応需を行っております。

本年4月から、新たな食品中の放射性物質の基準値(新基準値は、現行の暫定規制値より4~2 0倍厳しい数値)が施行されますが、県が保有する簡易検査機器は新基準値には対応できかねます ので、ご理解をお願いします。

以上、いただいたご意見につきましては、反映させていただくところは反映させていただいたうえ 計画案として作成し、今回、ご提示させていただきました。以上です。

○座長

ご説明ありがとうございました。それでは今のご説明に対してのご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○福原委員

聞き漏らしたかもしれないので、教えていただきたいのですが、6ページの2行目に「基準値を超える放射性物質を含む食品の流通が判明した場合」という言葉がありますが、これはどういう形で判明した場合を言っておられるのか、それともう1つ、一番最後の質問のところで、県は「基準が厳しくなってくるので、今までの簡易検査機器では新基準に対応できないからご理解を」ということですが、そうであれば、「直ちに流通検査を実施し」となっておりますが、出来ないのではないかと思うんですが、教えていただけますでしょうか。

○事務局

1点目、「基準値を超える放射性物質を含む食品の流通が判明した場合」ということですが、これ

に関しては、まず福島原発周辺の17都県で検査をしております。その中で新聞等にも発表されておりますが、4月から基準値が100ベクレル、50ベクレル、10ベクレルとなるんですが、検査はあくまで全部の食品について検査をするというものではなくてサンプリング検査になりますので、例えばサンプリング検査で放射性物質が基準値以下であったとしても、流通先の他の都道府県の検査によって基準値を超えることも考えられます。また、サンプリングですので、1回目の検査では基準値以内であって、流通が認められた物でも、同じ産地で取れた食材であったとしても次の検査で基準値を超えることも考えられます。その場合、直ちに回収等の措置が取られるのですが、すでに出荷された物については当然市場流通が始まっていますが、この場合販売先等の情報が直ちに出荷元を管轄する都道府県市から連絡がきますので、そういう場合を想定しております。

2点目ですが、奈良県では簡易検査のために購入したものにサーベイメータというのがあり、前回の懇話会でご説明したとおりサーベイメータを活用して簡易検査を実施してきました。今現在、500ベクレルを超える疑いのあった食品はございません。ただし、このサーベイメータについては、500ベクレルを超える超えないは判断できますが、今回50ベクレル、100ベクレルという厳しい基準については対応が不可能と考えております。ただし前回申しましたとおり、サーベイメータによって500ベクレルを超える可能性のあるものについての精密な検査は、保健環境研究センターにあるゲルマニウム半導体検出器で対応するということになっておりまして、そういう意味では簡易検査については4月からの対応は出来ないけれども、ゲルマニウム半導体検出器がある以上その能力に応じて、4月以降の収去検査にはそれを以て対応できるということでご理解をいただきたいと思います。

○森委員

要望されている件の大きな特徴は、食品の放射性物質汚染の対応で県行政としての責任上どういう対応ができるのかということが大半の意見だと思います。重点的な項目に入れていただくという方向は確認できている訳で、県がゲルマニウム半導体検出器を以て対応していただけるのは大変ありがたいことですが、その体制上の限界が数字上出されているこの25検体という数字が少し理解できないところです。時間がかかることや慎重に対応されることは分かるんですが、購入されたということを考えると、もう少し多くの物を検査できるのではないかと思うのが普通だと思います。今日のところでは増やす検討という言葉がありますが、どの程度増やせるのかを少し説明いただいた方が委員のみなさんも理解できるのではないかと思います。

また、我々が聞いている生協関係の話ですと、ゲルマニウム半導体検出器を持っているところがありますが、こういう数字ではなくて、もっと桁が違うくらいの対応ができているところが多いので、その点でのご説明をお願いしたいと思います。

○座長

今、計画の25検体という数字の根拠になるものと、他のところと比べて少ないのではないかという意見について、事務局の方からいかがでしょうか。

○事務局

検体数につきましてお答えします。4月から基準値の引き下げによりまして、本県ではゲルマニウム半導体検出器のみが検査対応機器と考えております。ご存じのとおり、この機器は国からの委託を受けた県内の大気や水や土壌等の状況、いわゆる環境測定のために保健環境研究センターに設置されているものですが、3月中にはもう1台入ると聞いております。基本的には同じ目的(環境測定)のために入るものであり、目的と異なりますが、環境測定に問題ない範囲であれば、食品に用いても構わないということを聞いております。ただ、担当課からは来年度に入りまして国からどれくらい環境別定の検査依頼があるか、計画をどれくらいしなさいということが明らかになっていないので、食品のためにどの程度使用可能となるかは判断できない中、現時点では少なくとも月2~3検体は可能であるとお聞きしていますので、まずは実施に問題ない数として計画しております。ただし、当然何があっても計画した数しか行わない、出来ないということではないので、今後基準値の引き下げと相まって生じてくる課題と、また国が求めてくる環境測定の件数・頻度に対して、どれくらい余裕が出てくるかを勘案しながら検体数の増加も検討していきたいと思っています。それとは別に、さすがに1年も経って最近の状況から見て、稲わら牛肉みたいなことは無いと思いますが、もしこのような想定

外の事があったり、東日本周辺自治体で検査して基準値を超えたものがこちらに流通してきた可能性があった場合には、そういうことを抜きにして、緊急的に使用出来るよう調整して確実に対応していきますので、この点ご理解いただきまして認めていただきたいと思います。他県の数も色々見ていますが、奈良県は検査機器がそういう状態ですので、まずは絶対出来る数ということで計画しておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○森委員

月間2~3検体という数字は、ちょっと理解しがたいですね。買われた機械でそれが限界だとは・・・使用目的が他にあるということは分かりますが、もう少し出来ると思いますが。

○事務局

ご意見を伺いまして、前向きに検討していきたいと思います。

○座長

25検体というのは、生の食品だけですか。加工食品もやられるんですか。

○事務局

特に今決めていません。パブコメにもありましたが、「何を何検体やるかというような計画に」ということだったんですが、4月からの新基準値が策定されて、今後起こってくるであろう課題の対応として、4月になってから色々起こってくる事例はあると思いますので、それを勘案しながら決めていきたいと思ってますので、まだ決めてないです。

○座長

この中で飲料水の10 Bq/kgという基準はかなり厳しいですね。

○事務局

飲料水の10 Bq/kg という基準については、専門家の意見も色々聞いたんですが、ゲルマニウム半 導体検出器でも非常に厳しいと聞いています。今、国もその検査はきちっと出来るのかということに もなっていますし、それをやろうと思ったら相当の時間をかけなければならないと思いますので、確 かに検査できるかどうかくらいの厳しさだと思っております。

○座長

その検証は今やっているところですか。

○事務局

そのあたりは今後の課題であり、まず100 Bq/kg がどれくらいきちっと検査できるかであり、民間がやることではなくて、県がやることですので、我々としては食品衛生法の合格、不合格を出すのであれば、99と100と101という結果がきちっと分かれなければならないと考え、100Bq/kg であっても、相当厳しくやっていかないといけないので、まずはそこがどれくらいきちんとできるかというところから始めなければならないと思っておりますので、なかなか10Bq/kgというところまでは検証できていません。

○森委員

簡易検査をやってこられた実績もおありなので、検査される担当のところが違うのかも分かりませんが、ゲルマニウム半導体検出器はレベルが違うんですが、基本データは何らかの形でお持ちだと思いますので、その上での何をやられるかというご判断はありますし、問題が起こったときにこの数字で足りてるかといえば、これくらいでは監視していることにはならないと思います。

月間2~3検体、年間25検体でご説明されたと思いますが、いろんな分野で出来ることもあると 思いますので、食品の分野で出来ることもあると思いますので、積極的な回答を期待します。

○課長

森委員からのご意見でございますが、先程事務局が申し上げましたとおり、25検体というのは、 計画での最低限と考えております。25検体は計画としてやっていくと、何か起こったり、もしもの 時は、計画にとらわれず当然機動的に対応していくと考えております。

簡易検査ですが、これについては基準値が4~20倍と非常に厳しくなって、我々が持っております検査機器ではとても対応が出来かねます。そういうことで、パブコメに対する県の考え方というのは、市民の持ち込み食品の簡易検査に対しても工夫しながら柔軟にということに関しましては、今のゲルマニウム半導体検出器でしか対応できないと考えておりますので、こういった表現となっております。そのあたりをご理解いただけたらありがたいと思います。

○座長

25検体を増やす可能性はあると、それは前向きに考えているということで、問題が起こった時は別枠だという考えでよろしいでしょうか。

他、よろしいでしょうか。

では、監視指導計画については、ご承認いただくということで、2つめの議題、平成23年度講演会「放射性物質の食と健康への影響について」の内容とアンケート結果について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

事務局からご報告いたします。資料 5 をご覧ください。平成 2 3 年度講演会「放射性物質の食と健康への影響について」は今年 2 月 1 0 日(金)奈良県橿原文化会館小ホールにおいて、2 1 0 名のご参加をいただき、無事開催することができました。昨年は畿央大学の北田教授に「食品の安全・安心とリスクについて」をご講演いただき、コーディネーターを財団法人関西消費者協会理事長の惣宇利先生にお願いし、パネリストには、事業者代表として、花王株式会社、江崎グリコ株式会社の方に、また消費者代表として、当懇話会委員である野村委員にご協力いただきました。本年度は、消費者や食品関連団体の要望が強く、また福島第一原発事故以来、県民の方々からいただくお問い合わせなどを聞きますと、誤解をされている方も多く、県民の方々に、放射性物質に関する正しい基礎知識を習得していただき、放射性物質に対する過度の反応や無用な心配を排除していただくために講演会を実施しました。

今年も、参加された方にアンケートを実施し、151名の方にご回答いただきましたので、その結果についてご報告いたします。

男女比は70%が女性で、年齢構成は50代、60代の方々が半数以上を占めていましたが、割と幅広い年齢層の方々にお越しいただいたと思います。職業は、消費者、消費者団体の方が半数を超えていましたが、今年は行政関係の方が今までより多かったように思います。この会を何でお知りになったかというと、「関係者からのご案内」が60%を占めていましたが、今年は注目度が高かったことから、新聞や県民だよりに掲載していただいたので、それでお知りになられた方もそれぞれ11%いらっしゃいました。やはり、メディアの力は大きいように思います。

次のページをご覧ください。参加目的としては、「放射性物質について理解を深めたかった」、また「食品の安全・安心に興味があった」が大半を占めていました。

内容や進め方についての結果を棒グラフで表しておりますが、概ね満足いただけたのではないかと 考えます。

それから、資料には記載しておりませんが、全体を通してご意見ご感想をいただいておりますので、いくつかご紹介させていただきます。「基本的なことがよく分かってよかった」というご意見と「難しくてわかりにくかった」という相反する意見が多数ございました。他にもご意見がたくさんありましたが、それらのご意見については、今後の開催に役立てていきたいと考えております。

また、本講演会の結果については、消費・生活安全課のホームページに掲載しておりますので、時間のあるときにご覧いただければと思います。以上です。

○座長

この講演会の結果について、ご意見ご質問ございますでしょうか。

特にございませんね。

では、3つめの議題、委員からの提案議題について、討議に入っていきたいと思います。

まず、最初、「奈良県における放射性物質の対策について」ということで、3人の委員からのご意見をいただいております。まず、それぞれの委員から意見の内容についてのご説明をいただきまして、それから事務局からの説明をお願いします。

○森委員

先程ご説明いただきました検査の対応は分かりました。他の委員からも意見を出していただいてお りますので重複しますが、講演会、シンポジウム、こういう取組は大変重要かと思いますので、今後 の計画をお伺いしたいと思います。積極的なそのような機会があればあるほど、いろんな意味で対応、 正しい知識が拡がることはリスクコミュニケーションとしては大変重要だと思いますので、そういう 機会を積極的に計画いただきたいということがあります。それから、最近のマスコミの報道について、 少し数は少なくなっておりますが、心配材料がいくつもあります。ひとつは、例えばある雑誌にでて おりましたが、セシウムの汚染が今のところ言われているだけですが、いろんな物質の汚染はあるで しょうし、セシウムについて申し上げますと、いわゆる川を通して森に降った放射性物質がこれから 流れ出してくると、そのことによってさまざまな物が汚染される可能性が高いという報道があります。 具体的に、ある雑誌に載っておりましたのは、例えば東北の県産の薪を使って沖縄のレストランでピ ザを焼いたら、その中でいくつかのデータがあって、最高で468 Bq/kgの検出事例が2月にあった とか、その灰を使われた沖縄の蕎麦屋さんが麺を作られたのですが、その麺を調べたところ258 Bq/kg であると、こういう事例でも分かるようにこれから対象が拡がるということがあります。その 人達を責めるわけではないですが、そういう実態がありますので、ある食品に特定して検査をやるこ とは、例えば牛乳だとか水だとか、この前問題になった牛肉だとかありますが、思わぬところからこ ういう影響が出てくることがあるので、市販流通品の検査はある意味必要だとほとんどの消費者は考 えていると思います。従って、県の検査というのは、最高レベルの検査をやっていただくことがもち ろん行政の責任として求めたいと思いますし、その上で簡易検査であってもモニターするということ は大事なことなので、前回私どもの主張したのは検査レベルが色々ありまして、価格との関係で県の 予算措置が出来る出来ないはありますが、ある意味中間的な現在の100 Bg/kg、50 Bg/kg と言わ れた時でも、ある程度対応できるような検査機器もあります。先程サーベイメータの話はされました が、我々この前も申したとおり、他の機種がありまして、私どものやっているのはスペクトロメータ というものですが、それも完全ではありませんが、監視は出来ると思います。今回の基準の改定は消 費者としては歓迎ということがありますので、その上でそういうことの検討を今後お願いしたいし、 いろんな意味で総合対策が必要ですし、1年で終わるものではないですし、長くつき合っていかなけ ればならない日本国民のひとつの宿命的な事故であったので、食品の安全監視はある程度の期間これ から続いていくというスタンスで県行政の対策を求めたいということで意見を出させていただきまし た。

○福原委員

基準値を超過した物が出荷された場合には、県として対策を取っていただいているということは理解できました。今現在、学校給食を実施しているいくつかの市町村で、食材の放射性物質の検査をしていると聞いたのですが、その物質については、例えば野菜であると、当日使う物ではなくて、前もって検査をして、その商品を入れてもらうということになるようですが、そうすると本当の値と言うものがどこまで信じられるのかなということがひとつと、学校給食だけではなくて集団給食の現場ではこの問題があって非常に混乱していると思いますが、どこまで信じていったらいいのかというところを教えていただきたいと考えております。

○野村委員

この間のリスクコミュニケーションに参加させていただきまして、私も基本的な事をきちんと学習する場を持てて良かったと思っています。新基準値が設定されることや、その設定の基準となっていること、どういうふうにして決められたのかということや、検査とよく言いますが、どういう検査が実際行われているかということを消費者はなかなかきちんと勉強する場が無いままに新基準値が決め

られて、そのままいってしまうような気がしています。どういうふうに対策を取って、どういうふうなことがなされているかということをもっときちんと勉強する場をいくつも作る必要があるのではないかと重ねて思っているので、これから先どういうふうにリスクコミュニケーションを進めていけばいいのかなぁというのを、県がどう考えておられるのか、また私達民間がどういうふうに考えていけばいいのかということをこの場で皆さんにもお聞きしたいなと思って書かせていただきました。

○座長

ありがとうございました。かなり多岐にわたる分野のご指摘になったと思いますので、県の担当課から、それぞれ対策をご説明いただきたいと思います。

○環境政策課

セシウムについてのお話の中でも、水、牛乳、牛肉にかかわらず、市販の流通品の放射性物質の検査が必要だとか、あるいはどのような検査が行われているのかというお話もございましたが、環境政策課の所管する部分として、文部科学省から委託を受けて、放射性物質について検査をさせていただいております。環境中の放射能の現状ですが、前回の懇話会の中でもお話をさせていただいておりますが、若干現状についてお話をさせていただきます。空間放射線量(1時間毎の放射線測定値)は、過去3年間と比べても、同じ範囲でした。また、昨年末までは毎日測定してきた大気中の降下物とか、あるいは上水について、これも今まで放射性物質は検出されていないという現状です。このため、文部科学省の指示に基づきまして、今年1月からは降下物については、測定の精度を100倍にして、さらに頻度は 1_{7} 月に1回、上水については同じく測定精度を100倍にして、頻度は 3_{7} 月に1回という形での測定を行っております。この結果ですが、 1_{7} 月分の降下物については、精度100倍にしても検出されていないという状況です。なお、上水については、 1_{7} 4月には公表させていただく予定としております。

○農業水産振興課

県内の農産物につきまして、先程環境政策課からお話があったと思いますが、大気中の空間線量とか降下物とかで、放射性物質が降りてこないということで、県内の生産された農産物につきましては問題ないと考えております。しかしながら、食の安全・安心に関する不安が拭いきれないという状況もありまして、県内の主要な農産物につきまして、県民の不安を一掃するために県の農業試験研究機関等で生産しました主要な農産物につきましては、今年度サンプリング調査をやってきております。来年度につきましても引き続きやっていく予定をしております。これまでの検査につきましては、ホームページにも載せておりますが、検出されないという状況になっております。

○畜産課

先程から出てます奈良県産の牛肉、牛乳ということで、牛肉から言いますと、昨年7月頃に全国的にセシウムの問題が起こりまして、県内牛を飼っている農家101件に対し、すぐに東北関東からの稲わらの使用状況という調査をしまして、購入の実績がないということで、汚染された稲わらは県内に入っていないということが分かっております。それと先程環境政策課が言いましたように、大気、土壌のモニタリング調査でも、3月11日以前と変わっていないということですが、より一層消費者の皆さんに安心してもらうということで、サンプル調査を去年の11月9日に県の畜産技術センターにいる牛1頭の放射性物質検査を行っております。ヨウ素、セシウムいずれも検出されておりません。そして、牛乳ですが、これは保健環境研究センターの方で、毎年1検体サンプル調査を行っておりまして、8月18日に実施しまして、これもヨウ素、セシウムとも検出しておりません。その結果は県のホームページに掲載させていただいております。今後の検査ですが、県内産ということで、今のところ県内は放射性物質の汚染が考えられませんので、同じようにサンプル調査を続けていきたいと考えております。

○座長

次は、薪の関係でお話お願いします。

○林業振興課

県内、薪については、被災地からの流入は無いようですが、原木しいたけの原木については、震災後2件程確認されております。その原木から発生したシイタケについてですが、先程農業水産振興課の方から説明がありましたように、検査を実施しております。2社のうちの1社が、昨年秋にシイタケが発生しまして、検査したところ、ヨウ素は検出されなかったんですが、セシウム134が4Bq/kg、セシウム137が7Bq/kg検出されました。それぞれ食品の安全基準はクリアしておりますので、出荷できる状態でございます。もう1社、野迫川村の方で原木シイタケの原木を入れているんですが、昨年の大水害で培地を被災いたしまして、しっかりシイタケが生えない状況になっております。春にシイタケが発生すれば、それも同様に検査をしていきたいと思っています。今後、他の農産物と同じように年に1回提供を受けて検査をしていきたいと思っております。

○事務局

サーベイメータの話が出ましたが、前回懇話会の時に、県もサーベイメータを3台購入しますので懇話会の方からも、是非検査をしてくださいということのご要望いただいていたところです。実際、サーベイメータが入りましたのが、関東以北の自治体が優先されて、なかなかこちらの方に品物が廻ってこなくて、入りましたのが9月上旬でして、そこから検査の態勢を整えて、11月頃からスクリーニング検査として、検査を開始させていただいております。これは、500 Bq/kg を超えるか超えないかというスクリーニング検査ということで、保健所に2台と市場に1台配置しておりまして、現在のところ、県内、県外の流通品を500検体くらい実施したのですが、今ある暫定規制値を超える疑いのある食品についてはございませんでした。今、新基準値の話が出ましたけれども、国の方もこのサーベイメータでは新基準値の低い値は検出はできないということで、またスペクトロメータにつきましても、先程申しましたように検査機器の性能もこれからじっくり勉強させていただきまして、検討させていただいた上で、検査機器を購入して検査を実施するかを検討させていただきたいと考えております。

リスクコミュニケーションに関しましては、今報告しましたとおり、先日実施したところですので、 今後どのように実施していくかということも、時勢に応じたご要望に応じて考えていきたいと思いま す。

○保健体育課

食材の検査については、他課の方がご回答されていますので、私どもは学校給食における食材についての考え方ということで、お話したいと思います。

放射性物質の影響については、安全・安心の確保が求められているところでありますが、市場に流通している食材については、食品衛生法に基づき、放射性物質の検査が流通前、または出荷初期段階で実施されて、暫定規制値をクリアしており、基本的には安全が確保されているので、学校給食食材についても、安全なものであるという認識であると、各市町村からの問い合わせ等においては、答えているところです。

○座長

多岐にわたってお答えいただきました。大きく見て、空間にどれだけ飛んでいるか調べるということと、農作物一般にどれだけあるか、牛乳・乳製品にどれだけあるか、実際そのスクリーニングをどうやってやっているのか、給食については・・・と、これだけ一気にご説明いただいたんですが、今の内容につきまして、追加でご質問やご意見等ございますでしょうか。

○森委員

しつこくてすみませんが、従って県が努力されている中身はよく分かりますし、奈良県産の物をちゃんと検査していただいて、それは検出しないということは重々承知しております。私が、先程申し上げたことは、汚染の広がりはこれからであるとも言われておりますので、例えば、キノコの場合でしたら、おがくずの流通はどうなのかという問題があるわけです。これで申し上げれば、東北のある県の生産量はかなりありまして、それが流通に乗ってしまっている可能性も否定できないということです。具体的に申し上げますと、徳島県での事例がありまして、410 Bq/kg が昨年8月に検出され

たという事例もあるわけで、この件は世間で問題になる前におそらく流通してしまったということで、 その後には何らかのチェックがされていると思われますが、そういう状況がいろんな物について、こ れからもあると思います。その意味で市販品・流通品の実態については、監視しておく必要があると こういう立場です。これは私ども市民生協の基本的スタンスでして、先程おっしゃったように我々の 検査能力もありますので、これは行政がやっていただかない限り、民間ではできない。民間業者でも、 0(ゼロ)を目指すということで、「扱わない宣言」されている業者もありますが、現実問題、やはり 検出される事例もありまして、生協でいえば、日本生協連を紹介させていただきますと、検査をずっ と続けてまして、1054件のコープ商品については、1月末までの間でゲルマニウム半導体分析器 による検査をやっております。私どもも加盟しておりますコープきんき事業連合、近畿の7つのコー プでやっている商品の検査ですが、こちらは外注ですが、2月末現在で360検体はやっているわけ です。ならコープの方はご紹介いただきましたが、サーベイメータも買いましたし、その上位のスペ クトロメータも買いまして、月間でだいたい200検体程は出来るようになりました。スペクトロメ ータというのは今のところ、20 Bq/kg レベルの検出限界としては可能であることが分かっておりま して、米・牛乳・野菜・卵・果物・畜産品・一般飲料、それから鳥の飼料なども含めて、検査をして おります。重点的にやっておりますのでお米についてです。出所は全部明らかですが、混ざる可能性 も否定できないので、あるいは意図的でなくてもコンタミと言いまして、混ざってしまう可能性もも ちろんありますので、やっています。その結果として、検出はしておりませんが、関係する17都県 以外の物につきましても、一応監視しているという状態がありますので、そんなことの経験から申し 上げているので、関連している生協でいくつかデータを発表している生協もありまして、食品の汚染 の実態というのはやはりある程度ございます。その上でのそれぞれのご判断があって、発表するしな いがそれぞれ方針上違っておりますので、必ずしもこの結果を公表しておりませんが、取り扱ってい る以上はどういう実態かというのを知らないといかんと。元々は行政サイドが一番情報としてはお持 ちだと思いますし、実際の検査する責任は行政側にあると思いますので、奈良県としても市販品の流 通の検査は今後も先程表明していただきましたけれども、ご検討していただいて、出来るだけの努力 をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福原委員

森委員さんに教えていただきたいのですが、コープさんは1週間前にチラシをいただいて、それによって私達は注文する訳ですが、その時の「放射性物質(セシウム)は含まれてないですよ」ということについては、直近のものではなくて、何日間か何週間か前の検査したものについての数値を示していただいているのでしょうか。学校給食の方もそれがあるんです。私は、今使うものを検査するのであれば意味があるけれども、1週間先に使う物を検査して、本当に意味があるのかなと思い、ちょっと疑問があるので教えていただきたいと思います。

○森委員

おっしゃるっとおりで、検査したから安全だとは関係ないんです。あくまでサンプリングですし、基本的には我々の場合、販売前、配達前に検査の結果が出ることが、まずは必要な条件ですが、精密な検査になりますと、販売後に結果が出ることもあります。そのことは十分踏まえての検査であって、従って検査してるから安全だとは一切言わないし、検査してますよという宣伝も控えております。目的は市場流通の実態をちゃんとつかんだ上で、対応を考えるということですので、より安全な物を届けたいし、より安心していただくことが必要ですので、そういう対応をしています。だから放射性物質が完全に0の物ばっかり売っているかと言われると分かりません。もちろん0の方がいいので、0を目指したいし、そういう物が流通しないようにしたいと思いますが、我々も東北産地の物を扱っていますし、やらないというふうには言ってないです。そういう形で対応しております。問い合わせされた場合は、データ等について答えることにしております。

○野村委員

リスコミに関して、先程、つい先日実施したところで、まだ計画されてないと言うことだったんですが、これは年間1回と決めてされているのでしょうか。今、すごく消費者が心配されていたり、この間の講演会の時も、若いお母さんが質問されたりと、なかなか関心が高まっている時期にあります

ので、もう少し頻回に機会を作るというお考えはないのかということをお聞きしたいです。

○事務局

特に1回と決めているわけではありませんし、内容につきましても、当然放射性物質以外でもいろんな問題もこれから生じてくる可能性もありますし、人によっては、放射性物質よりも農薬の方が気になるという方もおられます。実は奈良県では今年フォーラムをやりまして、少人数でということも計画しました。こういうことであれば、大々的でなくもう少し小さな単位であれば、もっと頻繁にできると思いますし、そういうのであれば、農薬が心配だから農薬のことをやってほしいとか、この間は食品添加物について開催したんですが、そういうことでもう少しきめ細やかにというのであれば、増やせると思います。大きいものであれば回数も決められてくると思いますし、1回と決められていることもありませんし、方法はこれから色々考えていきたいと思います。

○野村委員

実は、そのフォーラムにも私参加をさせていただきました。ああいう小さい単位のところだと質問などもしやすいし、双方向のコミュニケーションがとても図られると思って、大変良い試みだと感じましたので、ああいう小さいものをいくつかといったことを期待したいなと思います。

○事務局

野村委員の意見、参考にさせていただきます。

○座長

他、ご意見等いかがでしょうか。

今、やりとりを聞いていて、少し行き違いがあるなと思うところがあって、今25検体というのは食品衛生法に基づく処分が出来るような監視対象としての件数であって、スクリーニングとして疑いの無いものをその前にかなりはねるということですから、一般論で言えば、疑いの無い食品を沢山してれば、疑いが無いという物をスクリーニングではねていれば、それは検査をして疑いが無かったと考えると思うんですが、それをもう少し強調された方が、25検体しかやらないというのと、事前のスクリーニングで疑いが無い食品がいくつあったかというふうな、分母の部分の話とちょっとすれ違っていると思うので、それは結構な数をスクリーニングはされるんですか。

○事務局

おっしゃるとおり、25検体につきましては、食品衛生法上のきちっとした検査ということで、スクリーニングにつきましては、基準が100 Bq/kg に落ちてきた段階で、どういう機器を使ってどのようにすればスクリーニングができるのかということを国も含めて今検討しているところだと思います。当然サーベイメータではなかなか無理ということになってきましたので、先程森委員が言われましたようにスペクトロメータの使用はできないかとか、これから色々と出来ないかどうかも含めて、スクリーニングの方法を検討していきたいと思っています。25検体につきましては、スクリーニングではなくて、収去における一般的な食品衛生法上の合否を伴う検査だとご理解ください。

○座長

だから、スクリーニングの方法を考えて進めれば、数としては飛躍的に伸びるということですよね。そこが、情報としてギャップがあるように思えたので、一桁まできっちり測れるゲルマニウム半導体検出器でないと食品衛生法上処分が出来ないので、25検体が限界だということですが、その対象にならないものは今までならばスクリーニングでやっていて、収去検査の何十倍もの数をスクリーニングでやっていると思うので、それで異常が無いと確認していれば、基本的には異常が無いということですね。それは食品衛生法上の話ではなく、一般論の話ですが、そのスクリーニング検査の数も、紙で出すかは別にしても規模として出来る数を言ってもらうとたぶん少なすぎるということに対しての回答にはなるのではないかと思います。それはまた、スクリーニング方法が確立してくればご報告いただくということで・・・

○事務局

一応、国は50 Bq/kg 以上以下ということであれば、スクリーニング可能だという話ですが、それがいかにきちっと出来るかということに関しては、ちょっとこれから我々も検討していきたいなと思っています。

○座長

他、ご意見よろしいでしょうか。

次の提案議題に移りたいと思います。2つ目ですが、「野菜の洗い方について」ということで谷口 委員ご説明をお願いします。

○谷口委員

先日の講演をお聞きして、「一般消費者は大丈夫なんですよ」というお話で、「そんな本当かなぁ」という気持ちで帰ったんですよね。その中で、「洗えば落ちますよ」という話もあったんですが、農薬にしても、株元の辺りに溜まるし、そういう物の洗い方とか、給食を見ていましたら、株をばっさり切って綺麗に洗ってらっしゃいますが、家庭ではそこまでしないです。また、今黄砂が中国の方から非常に飛んできてますが、昔の黄砂ではなくて、最近咳き込む人がすごく増えたし、いろんな化学物質も入っているのではないかということもありました。こういうものも一緒に降ってきて、野菜にもかかっているしということもあるので、そういった洗い方というのは本には色々、農薬も一緒に含めて洗い方の指導した本がありますが、簡単に一般の人に分かりやすく示したビラ、チラシを作っていただくということも考えていただけないかなと思いました。それから、今放射性物質の汚染のことで、農作物とか陸上のことは言われてますが、よく海が非常に汚染されているという地図が出てきます。海の生の魚とか海産物についてはどうなのかなということは消費者として非常に関心があるのですが、その点について教えていただきたいと思います。

○座長

事務局の方から回答をお願いします。今、水産物についても話がありましたので、これも併せてお願いします。

○農業水産振興課

農産物の洗い方ですが、普段通りに洗って、食べていただいたらと思います。散布された農薬はほとんどが分解されます。微量に残留することがありますが、これも残っていても元々健康に影響を及ぼすような量ではありませんので、そのまま食べてもらっても問題ないということです。普通は、簡単に水で洗ってもらったりとか、皮を剥いたり、熱を加えたりとかでありますので、さらにその量は減少するということですので、そのまま普段通り洗っていただいて料理していただけたらと思います。農薬の安全性につきましては、農薬工業会のホームページにも詳しく載っておりますので、ご参考にしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○事務局

土に付着した放射性物質について、専門家も言っているとおり、放射性物質は粘土質に頑強にくっつくということで、一回くっついたら離れないということですので、そういう意味で言うと、土から農産物に入っていくということは無いので、土さえ綺麗に落としてもらえれば、その土と一緒に頑強にくっついている放射性セシウムも流れていってしまうので、通常の洗い方で特に問題はないかなと思います。

魚につきましては、つい先日、国から新しく4月に向けてのガイドライン、こういう検査体制を組むということで、新聞報道でもご覧になっていると思いますが、農産物については17都県、特に6自治体については、相当な数を検査しなさいという話になっていますし、魚介類につきましては、福島、宮城、茨城、岩手、千葉の5自治体が国の指示に基づいて、相当な数を検査しなさいということになっております。特に、今問題になっているのは、たぶん海底にいる魚、どうしても小魚が死んで、底に沈んで、海の底の土に頑強についているセシウムがありますので、どうしても底に居る魚の汚染というのが問題かなと思っておりますので、それにつきましては近隣海域の魚介、もちろん福島につ

いては操業停止になっていますが、それ以外の監視も国はきちっとやっていくと聞いております。そういう意味で言えば、遠洋漁業もあるじゃないかという話になるかと思いますが、先日の伊藤先生の話の中で、海については薄く拡散していく中で、その表面の魚を大きな魚が食べて、またより大きな魚が食べて、遠くまで来る魚を取って食べて、ということになってくると、セシウムというのはほとんど無いという話をされていたと思いますし、当然セシウムが体内に入っても排出していくものですから、特に心配ないと思います。

それから、土につきましても、先程言いましたように、土に対して頑強に付いているものですから、 万一土を食べたとしても、それはそのまま糞便として出て行くものだと思いますので、心配ないと思います。

○谷口委員

空中に散布して飛んだものじゃなくて、原発から流れ出している処理水で海水がすごい汚染されているという図面が時々テレビとか新聞に出てくるんですね。だから、そういうものもあると思うんです。それは南から北へ流れているし、その辺のことは国が何もおっしゃらないから何かすごく私達は心配なんですけれども。

○事務局

福島県は今操業停止になっておりますので、そこから魚が来ることはまず無いと思いますし、近隣につきましては、国は重点的な県ということで監視体制を取っておりますので、その辺りから基準値を超えたものが流通してくるということは無いと考えております。

○座長

回答としては、土が付いていたら、よく洗って食べれば大丈夫だという回答だと思うんですが・・

○環境政策課

○座長

国の今までのセシウムの説明を聞いていて、途中で説明が変わっていると思います。最初、事故から3ヶ月くらいまでの間は、「セシウムは水溶性なので塩と同じだ」と、「水に溶けて薄まるから問題ない」と、なので「海産物も問題ない」ということでしたが、その後調べていくと、「どうも土とくっつくようだ」と、昔は「染みこむから心配ない」だったんですが、今は「表面にべた一っと薄く付いてるから、そこさえ気を付ければ心配ない」ということで、説明が途中で変わっていることがしんどいところですが、特に海の場合は、「海に入ってしまえば希釈されて終わり」という考え方から、今度は「海の一番下の地面にいってしまうと、そこで溜まるようだ」というのが最近分かってきたという状況で、それが落ちた地域の魚は今まだ漁が禁止されているエリアなので入ってくるはずがないということですが、漁業を解禁するとなると、その地域の海底の放射性物質の散布状況とかを調べないと難しくなってくるだろうと、特にヒラメやカレイなどは何かと話題が出てきそうだというところが今分かってきたというところだと思うんです。ですので、リスクコミュニケーションの問題として、最初科学者が思っていたセシウムの性格と現実の性格との間に少しギャップがあったというのは、説

明が変わった側がその印象なしに聞いていると、違う説明をいくつか聞いていて、「安心と言ってたはずなのに、いつの間にか海産物も危ないということになった」というふうになってきていると思います。そういうところは報道や対応の中で、聞く側も注意をしていかないといけないと思います。この点について、ご意見等ございますでしょうか。

では、次のご提案、学校給食について議題のご提案をいただいております。内容のご説明をお願いします。

○山岡委員

今までいただきましたお答えのとおりに、「また安全です」というお答えしかないかと思うんですが、学校給食は昔から言ってますけど、あんまり昔と変わってないし、今度は放射性物質で怖いし、かといって食材はそれしか無いし、どうしたものかと思うんですが、先日少し本を見ていましたら、食べない方が長生きするとか、この辺で食べる量を減らせとか、そういうことかなと思うんですが、私達は食べても発病するまでには死ぬそうですので、とにかく子ども達には安全なものをといつも願っています。生駒市の場合は結構調べていて、ご近所に給食センターに勤めている奥様がいらっしゃって、「調べているので大丈夫よ」と言ってらしたので、大丈夫かなと思ってますが、市単位でやっている訳ですよね、県は書類でこうしなさいというお達しだけで、調べるのは市の窓口がやっている訳でしょうか。

○保健体育課

調べるとは、検査のことでしょうか。それなら、市単位です。

○座長

よろしいですか。いただいている内容のすべてを言い尽くした説明ではなかったと思いますが。

○山岡委員

話が飛ぶかもしれませんが、土とすごく放射性物質がくっつくと、県の講演会に私も行かせてもらったんですが、土壌改良材の EM というのが、すごく放射性物質を浴びた土に掛けまくると、それ以上セシウムの値にしても、何の値にしても増えないという検査結果を私達は EM 関係の人から聞いているんですが、すごく安くて手に入る EM をどうしてもっと国が取り上げないのって、この前どこかの会場行った時に言ったら、汚染産業というのがあって、またそういう方に国はお金を流すそうよって、だから EM の方は国会でも取り上げられてないのというので、ややこしいねぇと言って帰ってきたんですが、EM ご存じの方だったら、分かると思うんですが、余計な意見ですけど、EM やってらっしゃる人は畑で EM を播くと、放射性物質は避けられるそうだと聞いてきました。

○上林委員

それは、基本、乳酸菌ですよね。乳酸菌にも色々な種類があって、乳酸菌がはたして放射能セシウムを食べるかどうかというのは、私は分からないです。

○山岡委員

食べるかどうかは分からないですけど、値を調べた FAX が 1 ヶ月に 1 回入るんですが、見てるとすごいなと思いまして。他になければ、EM も土に掛けてもいいかなと思いますけど・・・

○上林委員

色々現場では、模索されているようです。かなり吸着性の強い土を入れたり、吸着しやすいものを 植えて分量を減らしたりされているみたいですが、これといった手がなかなか無いように聞いており ます。

○座長

特にお金が流れるから EM 使わないという状況はないと思います。

○山岡委員

どうしてこんないい EM を国は使わないの?と聞いたら、汚染産業というのがあって、そこにお金が流れるのよって誰かが言ったから・・・

○座長

私、効果があるものをいくつかご相談受けたことあるんですが、ほとんど違って、売り込みたい方の意向が強くて、だから検査の結果って測る度に必ず同じ結果になるわけではないので、1回目と2回目で、半分くらいは必ず下がるんです。そして、半分は必ず上がるんです。全く確率の問題なんです。

EM については、知識は無いですが、今まで除染効果があるものの多くは、1回目と2回目で下がったというもので、でも3回目と4回目で下がってるかと言ったら、やっぱり同じところに戻ってるというのが結構あるので、また除染作業にかかるお金がまた莫大なのでそれ以外のことは模索したように私の目には見えているので、その2つを比較して劇的に効果があったらさすがに今回これだけの大事件なので公の機関も動くとは思うのですが。

○谷口委員

ボランティアでやり続けていくということですか?

○座長

長くやってみないと結果が分からないと思うので、また公な機関は動きは遅いですが、よこしまな 気持ちはないと思いますので、その辺は信用していて、大丈夫と思います。

私も国で結構長かったので、今やっている人達が私の元同僚がやっていて、寝る間も惜しんでずっと徹夜でやっているので、そんないいものがあったら一刻も早く使うと思うんですが。

では、次の議題について、上田委員からご説明をお願いします。

○上田委員

私の議題は2つございます。まず、1つ目は地産地消はもとより今後の農産物輸出に備えての「奈良県の農林畜産物の生産現場における安全・安心の取組みに関するシンポジウム又はパネルディスカッション」の開催と、これは第15回、前々回の懇話会で提案させていただきましたものでございますので内容的には説明の時間の関係もありますので省略させていただきますが、15回に提案させていただきました内容に加えて、将来の農産物の輸出、最近のTPPの問題も含めてこの問題が出てきております。それから、先程から県内におきます放射性物質の取組につきまして、県の関係部門からもいろいろご報告をいただき、色々と取り組んでいただいている現状等も一般の消費者にはなかなか聞いていただく機会がないのではないかと、そういうふうな県のご努力の結果もアピールいただく意味も含めてこのようなパネルディスカッションなりシンポジウムを取り上げていただいていいのではないかということであげさせていただきました。それに加えまして、今、国の方針としまして、農村の6次産業対策事業が具体的に取り組まれているところです。奈良県におきましても、6次産業問題というのは非常に顕在化してきているのではないかと思いますので、その問題も含めて、生産現場を代表して出席されている委員の皆様方におかれましてはご検討をいただけましたらと申し上げる次第です。

2番目の議題につきましては、実はこの提案議題には2つの課題があります。1つは前回の第16回の懇話会において、後援のご承認をいただきました HACCP に関する第2回の研修会を昨年の11月に実施しております。その結果の概要をご報告させていただきたいと思います。もう1つの問題は、この研修会を踏まえまして、将来的には HACCP に特化した研究会を立ち上げたいと今考えております。それにつきましての事業計画、基本構想を説明いたしまして、すでにご後援をいただいております研修会と同様に、この研究会につきましても当懇話会のご後援をお願いできないだろうかというつのお願いをさせていただきたいと思っています。皆さんのお手元の資料7と8を用いまして、簡単に説明させていただきます。

まず、資料7ですが、これが昨年11月に行いました皆さんにご後援をいただきました研修会の結果です。概要を説明させていただきますと、昨年の11月15日に奈良県の工業技術センターで実施

させていただきました。その研修内容は、それに先駆けまして第1回の研修会を7月26日にやって おりますが、その第1回研修会が基礎編で、その応用編ということで、資料の①から⑦までの内容で 実施しました。その結果としまして、(4)参加者、一般企業としては31名、その他食品衛生協会 等の方々がご出席いただき、合計42名が参加いただいております。参加者につきましては、第1回、 第2回含めまして、のべ法人数では32法人、参加者数としましては83名の方に参加いただいてお ります。次のページで、③の参加者アンケートは後ほど時間があれば見ていただきたいと思いますが、 その中で(2)継続参加者について、アンケートを出していただきました29名の内、21名72% の方が継続して受講したいと回答をいただいております。こういうものを参考にして今後進めていき たいと思っております。その他の意見としまして、1)の内容が要約されていると思いますが、「HACCP の基礎から応用まで大変分かり易い内容であった」「実例の紹介があり、参考になった」「奈良県で このような研修会が多く開催されることを望みたい」「HACCP を導入している工場の事例等から導 入までの経緯、導入に至るまでの課題や改良点、改善点等を紹介してほしい」等の前向きな意見が出 されております。このような結果について、一応事務局としてまとめさせていただいておりまして、 「今回は第1回に引き続き40名を超える参加者があり、継続参加の企業が6割を超える結果となり ます。参加者アンケートからも、今後も HACCP を学び、将来の奈良県版の HACCP 認証制度などの 発足に期待し、備えていきたいとの前向きな意見も複数出されておりました。このようなことから、 HACCP への理解や当研修会への理解が進んだものと考えます」ということで、当研修会への後援を いただきましたことによりまして、積極的に参加と、県内の食品企業数からいいますとこれだけの人 数が参加いただけたということはひとつの成功であるかと思っております。2つ目の提案議題の1番 目の課題でございます研修会の結果につきましては以上ですが、ご質問ご意見等ございますでしょう か。

○座長

今のご説明に対して、上田委員へのご質問ありましたらいかがでしょうか。

上田委員がお考えいただいている奈良県 HACCP と世間の HACCP との差をもう少し説明していただくと初めての委員の方々も分かり易いのではないかと思うのですが。

○上田委員

奈良県 HACCP というのは今具体的にはシステムが組まれている訳ではありませんで、他の都道府県と同様に奈良県も将来、奈良県のミニハサップを県として作られるのではないかということで、それを想定しての準備体制を作っておこうというのが目的でございます。ミニハサップそのものをシステム化していくという取組みではないということです。

○座長

国がやっている HACCP と何が違うか、今までと何が違うのかということが普通は分からないと思うんですけど。

○上田委員

ただ、これは奈良県のミニハサップが将来認証制度が出来た時に備えてですので、奈良県としてどういうミニハサップにされるかというのは我々も分からない訳でして、それを理解するとすれば他の都道府県のミニハサップを参考にさせてもらうということになると思います。国のマル総とか、HACCP 手法支援法、今 HACCP 法と言われていますが、そういうものとは違った奈良県の特異性を含めた HACCP の理念に基づくひとつの衛生管理システム、こういうものが将来出来てくるのではないかというふうに想定しております。

それでは、次に関連いたしますので、次の説明をさせていただきます。もうひとつの課題が、資料8です。そこに、奈良県 HACCP 研究会(仮称)の設立基本構想案を出しております。そのひとつはは今年度実施いたしました第1回、第2回の HACCP 研修会を踏まえまして、その延長線上にこのHACCP に特化した研究会組織を作っていったらどうかと、それにつきましては、今座長からも意見を求められましたけれども、将来の奈良県が作られるであろうという想定を元に奈良県のミニハサップ制度の発足に備えて、とりあえず勉強会をやっておこうと、2つ目としては、先程県の方からもご

説明がありましたように奈良県食品衛生監視指導計画に収載されております HACCP 手法の普及・啓発・指導の補完の一環として、こういう取組をやっていこうと、3つ目は研究会の目的を達成するために、次のような取組をやっていこうということで、当懇話会並びに奈良県の関係部門の横断的な支援を得まして、現在の研修会の延長線上に HACCP に特化した研究会を設立、運営させていただくことによって、奈良県内の食品企業の衛生品質管理水準のボトムアップを図っていきたいと、これが大きな設立主旨です。それに対して、もっと具体的にどのような設立目的があるのかということを、2設立目的の(1)~(9)まで書かせていただいております。これは主な活動内容として関係する法人の目的を羅列しているんですが、例えば(5)〇〇として、と書いておりますが、実はこの取組は HACCP でございます。HACCP の原則からいきますと、農場から食卓まで、いわゆるフードチェーンに係る取組が必要です。そういうところから、是非とも生産現場を代表する法人に参加をいただいて、これを進めていきたいという基本的な考え方に立っているわけです。実は残念ながら現在生産現場を代表する法人として、まだ名乗りを上げていただいておりませんので、ひとつここに是非とも具体的な法人の名乗りを上げていただいて、リーダーシップを取っていただく、取っていただいた場合にはこういう内容になるのではないかということで、仮に書かせていただいておりますのでご参照願えたらと思います。

このような考えに基づきまして、かつ目的を持ちまして具体的にどのようになっていくか、それが 下から2行目、具体的な設立構想に書いておりまして、実は実施については次年度、いわゆる平成2 5年度から研究会構想をやり、24年度はもう一度23年度と同じように研修会を第3回、第4回と 実施しまして、ここで主旨を説明して理解をいただいた上で、研究会組織にもやっていこうと考えて おります。今日このようにお願いしているわけですが、研究会そのものは次年度ですから25年度か らさせていただければと思っております。それでは、それを具体化するときにどうかと、名称につき ましては未定でございます。主催団体としましては、フードチェーンにおきます安全・安心の取組に つきましてのステークホルダーのすべての方に参加いただくことを原則として考えておりますので、 この主催団体につきましても、例えば生産現場、製造・加工の現場、流通や消費者からも参加いただ くということで、案といたしましては、生産現場は決まっておりませんが、製造・加工の現場からは 奈良県食品衛生協会さんにお取り組みいただこうと、それから流通からはならコープさんにお願いし ようと、消費者につきましては実は当懇話会にご出席いただいております消費者代表の委員の皆さん 方のご評価を受けることによって成果を確認いただこうということで、出来ればいわゆるフードチェ ーンに関わるステークホルダーさんの全てから代表者を出していただいて、いわゆる主催団体になっ ていただこうと考えております。後援につきましては、当懇話会に是非ともお願いしたいと考えてお ります。それから、アドバイザーという立場でもって、県の関連部門のアドバイスをいただきたいと 思っております。事務局はならコープの品質保証部でご担当いただき、実際の運営組織としましては 一応会長を設け、運営委員会を設置しようと、運営委員につきましては、いわゆる主催、後援者の代 表委員から出ていただければということで、ここに主催・後援委員から4名、奈良県内のマル総の取 得企業といいますと、センタンアイスクリームさんしかありませんが、そこから出ていただく、それ から県内を代表する食品企業から2名程が出ていただいて7名で構成してはどうだろうかと考えてい ます。研究会講師は省略させていただきます。

それから運営費につきましては、いわゆる受益者負担を原則としまして、一応研修会費として会費をいただこうと、それと同時に国の補助金をいただこうと、次年度も「国の食品産業 HACCP 等普及促進事業助成金」がございますので、是非とも申請したいと思っております。これとの絡みもございまして、出来れば NPO も申請していきたいと考えています。

それでは、実際の運営要領としては、平成24年度につきましては平成23年度と同様に第3回、4回と HACCP の研修会をやらせていただいて、その活動を通じまして、本来の研究会の設立主旨を充分に説明して、納得いただいた上で、研究会組織を具体的に立ち上げたい。だから、研究会組織につきましては25年度以降になります。24年度は、資料8の後ろに別紙としてつけております「第3・4回 HACCP 研修会開催要領」の内容で、第 $1\cdot2$ 回とだいたい同じような内容ですが、やらせていただきたいと考えております。このようなことで、第2回の研修会のアンケートで回答いただいた内容を含めまして、奈良県では、私も HACCP に長く関わってきたわけですが、やはり研修会が他府県に比べて少ない、それから実際に皆さんに HACCP について勉強いただく機会、県としても色々やっていただいていますが、さらに補完的な用務としてこういうことをやっていっていいんじゃない

かということで、このような提案をさせていただきます。

以上の内容につきまして、平成24年度に実施いたします第3・4回研修会の実施、それから25年度にそれを踏まえまして研究会組織の立ち上げ、これにつきまして当懇話会のご後援を是非ともお願いしたいということで、お願い申し上げます。

○座長

ご説明ありがとうございました。今のご説明にご質問をお願いします。

○上林委員

HACCP、これは食品衛生管理手法の中では非常に優れた内容であると思います。いかんせんこれは製造加工が基本になっています。この構想の中では、生産現場からというところにありますが、HAというのは基本的には、微生物も含めた食品衛生管理の中で、それが生産現場にそぐうのかということに対して一つは疑問を持っております。そして、この懇話会の目的です。基本的にはそれぞれの立場から意見を述べること、食品衛生において、いろんな県の取り組みの元で、その方針においてそれぞれの立場から意見を述べさせていただく場かなという思いで参加をさせていただいております。その中で、懇話会が、県が HACCP 制度の立ち上げ、監視指導する部分が無い中で、この懇話会自体が後援をしていくものかどうか、それについて疑問を持っております。

○上田委員

生産現場を HACCP から外すべきではないかというご意見でございますが、HACCP は本来いわゆるフードチェーン(From Farm to Table)、国際的な取組みの中において、これは生産現場から始まって、消費者のテーブルの上までの一連の流れの中で各々 HACCP に取り組むと、その具体的な例としては、生産現場の HACCP、製造加工の HACCP、流通の HACCP、消費者の HACCP、こういうことで HACCP がうまく連携を取ることによって初めて安全が確保され、安心に繋がるという一般的な流れが標準でございます。確かにおっしゃるように生産現場での HACCP は難しい。だから、実際に管理運営基準につきましても、県においては実際に奈良県食品衛生法施行条例の中にも確かに「農林水産物の採取における衛生管理」は外れておりますから、そういう面からもご意見が出るのはごもっともかと思いますが、HACCP の基本的な考え方からいきますと生産現場に入っていただかないと、スタートの時点の HACCP の考え方が崩れますので、これは今ひとつもう一度、私の立場から申し上げますと、研修会に参加いただいて、HACCP の本来の理念とその意義を是非ともご理解、お勉強いただきたいと思います。

○座長

元々上田委員と上林委員の考え方に差があって、生産現場は今 GAP とかで良い取扱いをすれば、その後の加工での食中毒とか少なくなっていくという考え方で引き継いでいると思います。HACCPは入り口を抑えないと工程だけ管理しても無駄だという考えがあって、そこはオーバーラップ部分だと思うんですが、やっていることは基本的には変わらないと思います。工場の HACCP の管理というのは微生物管理をターゲットに置いていますが、農場で微生物管理をしても土の中に微生物がたくさんおりますので、ある意味しかたがない。ただ、今も農業も実際には農協さんに集まった段階からは流通業者に近い形だと思うので、そうなってくると HACCP の考え方って活きてくると思います。本当の現場で HACCP が使えるという訳ではありませんが、生産現場と言われる集団の工場に近い側はかなり HACCP の考え方を取り入れてもらった方がより HACCP の側としては良いことだと思うんです。

〇上田委員

今村先生からご説明いただきましたが、いわゆる GAP につきましても4つの構成要素がございます。その中のひとつの衛生管理、これを HACCP 的に取り組んでいこうという HACCP ですので、いずれにしましてもフードチェーンにおけるひとつの奈良県の中の安全確保手段として、また考え方として HACCP というのは生産現場から始まるということは基本理念ですので、私がとやかく言うまでもなく、とりあえず HACCP というのはそういうものだとのご理解をいただく必要があるのではない

かと私は考えております。確かに上林委員がおっしゃるように難しいと思います。私も決して自信があって言っているわけではありませんが、今後 HACCP の取組をやるときには、これは国際的にそういうやり方でやっている訳ですので、奈良県におきましても基本は基本として実施していく必要があるのではないかと私は思っています。

○上林委員

農水省のホームページを見ていただいても、今現在国レベルにおいても HACCP というのは原料入荷からという位置づけをされていると思います。当然、食の安全・安心確保は、我々 JA 団体、農家組合員のところにおいて、安全な物を作っていただくという部分があるんですが、この HACCP にいきなりそぐうのかということになれば、なかなか GAP 自体も取組は難しいので、そこへ生産団体色々とあると思いますが、その部分で、指導的な立場としてはこれはちょっと難しいなという判断をさせていただきたいと思います。

○座長

私先程から上田委員に、誤解が出たら困るから説明を、と言っていたのが今のその部分でして、たぶん皆さんがイメージされているのが国が使っているマル総と言われている HACCP ですね。あれは正確には HACCP では無いんです。言うなれば工程管理そのもので、HACCP そのものは考え方なんです。ただ、農業の実際作る現場から考え方を入れていった方がよいというのが HACCP の原則なんです。国が作っているマル総を現場に入れるなんてことはあり得ないくらい酷い話なんです。それは無理だと思うし、その考え方は間違っていると思うんですが、上田委員のおっしゃっているのはHACCP の考え方 (クリティカルコントロール)、危ないところを出来るだけ減らしていこうという考え方を食のフードチェーンを通じて考えていこうと、ただ国が持っているのはマル総というものだから、それを実際奈良県内で取っている企業は1つしかなくて、そんなのをたくさん普及するよりは、もう少し緩くなっても幅広くカバーできるような HACCP というのを作って普及していった方がいいのではないかという、そういうお考えだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○上田委員

今、今村先生からカバーしていただいた通りでございまして、そのような考え方で取り組んでいきたいなぁと思っています。確かに具体的な研修内容からいきますと、マル総(食品工場を中心とする衛生管理システム)が具体的な研修の対象になるかと思いますが、基本的に参加される皆様方のお立場によって、受け取る側で諸選択をいただきながら、自分のものにしていただくということになると思います。

○上林委員

それでは、タイトルがそぐわないのではないかと思います。

○上田委員

懇話会の主旨としてですね。これは事務局の方からご意見、お考えを示していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○事務局

タイトルとは、研究会のことですか。

○上林委員

いや、HACCP の研究会をこの懇話会が支援するということですが、生産現場ではあまり HACCP と書いてあったら、我々生産者団体としてはちょっとそぐわないではないかなと思います。だから、この懇話会で審議していく段階というよりは、県が先に指導的な立場を取っていただくなりしていただきたい。

○課長

この議題という形で、確かに従前からの提案とございますが、これは話題提供という形で捉えさせていただいたらどうかなと、委員の皆さんに上田委員がお話をして話題を提供していただくという位置づけでいいのではないかなと思っております。

○座長

今までの流れを考えると、奈良県版の HACCP を考えた方がいい、作った方がいいというのは、懇話会からも何度か県の方には意見として言ってきた状態です。ただ、各県が HACCP を作っているケースでいうと、まだ大きな県しか作っていないということを考えれば、まだすぐに作れる段階ではないという状態で3年くらいきてると思うんですが、その中で上田委員が自主的に県で作るとしたらどういうものをつくるでしょうかというのを考えてみようというのが、これだと思うんです。そういう背景があったので、去年も懇話会としては、「それはいい事ですね」ということで、研修会の後援を認めてきたという経緯があって、その同じ物を今年もやっていくということと、その研修会を先に進めたその先には奈良県版 HACCP をどんな物を作るかというのを考え方をまとめていきましょうということだと思うんです。「こちらでまとまったら、県も考えますよ」というように、順番が逆転してきていると思いますので、県のお立場もこちらで決めて下さいというお考えだと思いますので、ここで議論してこの方針を考えていくということなのか、もうちょと慎重にやるということなのかをすればいいと思います。

○森委員

ちょっとすみません。上林委員の意見は分かりますけれども、消費者として、流通業者として申し上げますと、この方向で進めるという国の大きな方針があると思うんです。やはり農水省が推進している制度でもあり、厚労省も推進している制度でもあって、当県市の監視計画にもこの考え方を取り入れるということは大前提ですよね。だからその上で言うと、こういう取組みを自主的にいろんな方々が進めていただくことが消費者の利益にもなると、私はこういう立場です。流通業者としても、この取組みを進めていただくことがないと、いくら流通業者だけが頑張っても食品安全の取組みというのは限界があって、一体的にいろんな立場はあるけれども、そういう目標に基づいて取り組んでいくということは、私もこの委員会参加してから以降の流れだったと思います。そういう意味で研修会などの取組みを報告してきて、確認されてきた事項なので、当面の進め方とかの議論はありますが、考え方というのは取り入れていくということは前提だと思うので、こういう取組みについての議論はこれからも続けてもらいたいし、その議論の結論については、私の立場でいうと事業者としても積極的に対応していかなければならないという意味で協力をしていく、また推進する立場に立っているということです。上田委員の提案には賛成です。

○上林委員

当然、この食品安全衛生は非常に重要だと我々も認識しております。ただ、HACCP のところにつきましては製造加工のところで、我々はやはり GAP ということで進んでいく。考え方は基本的に変わらないんですが、そこでその主催団体のところで、生産現場からという部分については、若干抵抗があるかなと思います。県の方から話題提供という話がございましたが、その中で、話題という部分に関しては、一緒になって考えたいと思います。

○座長

上田委員のご提案の中で、HACCP 中心に書いているので、上田委員も GAP をないがしろにしようと思っているわけではないと思うので、それは表現ぶりは GAP を尊重しつつ、GAP の中での HACCP の考え方の反映ということが明確になるようにした方がいいと思います。実際農家の現場では GAP そのものがかなり厳しいという状況がありますので、そこは同じ事をやろうとしていると思うので、言いぶりを合わせれば、考え方のすり合わせができるのではないかと考えます。

他、何かご意見ございますでしょうか。

○岡山委員

食品衛生協会です。私どもの協会もこの研修会の主催団体ということで挙げられております。私ど

ももこの平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画案の中の基本的な方針の第2番目、フードチェーンの各段階における監視指導の中の中段部分に記載されておりますように「奈良県並びに社団法人日本食品衛生協会が社団法人奈良県食品衛生協会に委託して実施している食品衛生指導員による巡回指導」というところで、私どもは巡回指導を実施させていただいているところですが、その中で、私どもには指導員部会というのがあります。実際に指導員研修を受けた者がそれぞれの各地域のリーダーを選んで指導員部会を行っております。その中で私が今、指導員部会長をやらせていただいておりまして、この取組みの議題を挙げたところ、今上林委員がおっしゃったように、HACCPという言葉だけでちょっと抵抗があると異論が出ていたんですが、我々としてはやはりレベルを上げていきたい、今までのような手洗いの励行だけではなく、もう少し巡回指導を廻らせていただいている現場に行って、レベルの高い安心安全、これすなわち県民のためになっていくんだということで話を進めていて指導員部会もまとまってやりましょうという承諾を得て、その元でこの主催団体として名を連ねさせていただく経緯がございます。ですから、上林委員のお考えもよく分かるんですが、私どももそういう考えで、とりあえず一歩進もうよと、一歩進んでどういうふうになるかはこれから勉強してやっていこうよという考えでおります。

○座長

HACCP がどうしても国のマル総のイメージがあるんですが、「手をよく洗いましょう」というのも HACCP なんです。だから、家庭用 HACCP というのも作られていて、HACCP の考え方を導入するだけで実際現場で出来ることは何かということを探っていく必要があるという話そのものだと思うんです。だから、最初 HACCP と言った時に、あんな工場作られたら困るというようなことを、特に現場の食品工場の方は思われるんですが、実際聞いてみたら、「考え方はそのとおりだね」ということが多いので、だんだん進んできているという背景があります。

今回は、これ(研究会)を推し進めるということよりも、今回は今までやってきた研修会そのものに対して、懇話会として後援するかどうかという点について議論したいと思うんですが、私個人の意見としては、前回後援していて、状況として変わっていないのであれば、今回後援を落とすということはしなくても、後援してもいいのかなと思うんですが、その点はいかがですか。

・・・各委員 うなずく・・・

後援については、この会としてはご理解いただいたということで、また研究会の内容についてはどこまで推進してくかということはまた研修会を続けていって、平成25年度以降実際事業化されていくということなので、この会にも継続的に報告していただいて、踏み込んだ内容になっていくようであれば、その都度この会議で了承するか推進するか決をとってやっていくことでいかがでしょうか。

○上田委員

それで結構ですが、研究会の立ち上げも含めてご後援をいただけるかどうかというのは普及活動をする上で大きな問題になりますので、懇話会の委員の皆さんにご理解をいただいて、この研究会を進めていくのと、そこは結果次第だというのは、少し違うんですけれども、一挙になかなかそこ(研究会の後援)まで行くというのは難しいと思いますので、当面は平成24年度の研修会についてご後援をいただくことがまず先決かなと思っております。出来たら、将来的には関係する皆さん方のご努力にもかかってきますが、懇話会で研究会そのもののご後援をいただけるようなことになると非常に意義があるんじゃないかなと思っております。

○座長

研究会そのものも、今までの流れには沿っているものだと思うんですが、上林委員からご指摘がありましたように生産現場にとっては、ちょっと馴染みのない表現になっているので、そこらへんはご配慮が必要かなと思います。

○上田委員

確かにその問題はあるんですが、GAP の場合は4つの要素がありますから、例えば農家経営の問題も入ってくる、環境問題も入ってきます。

○座長

それをここに書き込む必要はないと思うんです。今上田委員がお考えの HACCP が GAP の中の一部門の衛生管理に関わる部門であるということを明確にしてもらうということが、まずは GAP を推進する立場からは必要だと思うので、それを逆に明記してもらえば、上林委員の方もこれは受け入れられるものになるんじゃないかと思うのですが。

○上田委員

生産現場の説明に GAP の中の衛生管理に関わるという言葉を最初に付けさせていただいたらご理解いただけるかなとは思っているんですが、そういうことでいいんでしょうか。

○上林委員

よく検討させていただきます。

○座長

この件については、また、意見を調整した上でご提案いただいて、よろしいでしょうか。

○上田委員

今日の結論としては、第3回、第4回の研修会は続けて後援をいただいて問題ないということですね。ありがとうございます。

○座長

以上で、本日の議題はすべて終了しましたが、全体を通じて何かございますでしょうか。 特に無いようでしたら、議事の方を事務局に戻したいと思いますので、お願いします。

○事務局

長時間にわたり、ありがとうございました。最後に課長からごあいさつ申し上げます。

○課長

委員の皆様におかれましては、予定時間を大幅に超過し、長時間にわたり熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。とりわけ、本日会議を通じまして、リスクコミュニケーションの重要性というのを再認識させていただきました。来年度に於きましても、その年度の最も重要と思われるようなテーマを適切に実施してまいりたいと思っております。また、本日頂戴いたしましたご意見を参考にいたしまして食品の安全・安心行政を推進しますとともに、本日ご議論いただきました食品衛生監視指導計画を年度内に策定し、4月から実行に移してまいりたいと考えております。最後になりますが、事務局の不手際によりまして、今村会長に非常にご苦労いただきましてありがとうございました。それと併せまして委員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。